

令和2年第7回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 令和2年11月11日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和2年11月18日 午前11時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第11号）

日程第6 議案第4号 令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第5号 令和2年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	竹村智博
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治

建設水道課長 宮原利明 会計管理者 中村京子
辰野病院事務長 今福孝枝

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広
議会事務局庶務係長 田中香織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第3番 瀬戸純
議席第4番 舟橋秀仁

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回辰野町議会臨時会を開会します。欠席の届出ですが、西原生涯学習課長及び菅沼こども課長より欠席届が提出されておりますので、報告します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第7回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

本日ここに第7回辰野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。

さて、このところ新型コロナウイルスの感染拡大が急激に進み、連日各地で過去最多を更新する緊迫した状況が続いております。感染拡大が特に顕著な北海道や大阪府などでは病床使用率が上昇し、医療体制のひっ迫に懸念の声が強まっているところであります。これから冬を迎えるなか特に懸念されるのは、季節性インフルエンザとの同時流行であり、発熱して同じような症状の患者を数多く迎えるかもしれない、医療現場の体制崩壊は絶対に避けなければなりません。こうした状況をふまえ、辰野病院の感染防止対策等を一段と強化させ、さらに辰野町・ガンバルみんなの緊急応援パッケージ第5弾として、妊婦や集団生活の始まる保育園年少児等の特定児童を対象とした、季節性インフルエンザ任意予防接種費用助成事業等の追加支援策を実施したいと思います。今臨時会にご提案申し上げます議案は、職員等の期末手当引き下げにかか

る条例の一部改正2件、新型コロナウイルス感染症対応にかかる令和2年度補正予算2件、請負契約の締結1件の併せて5議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます、第7回臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席3番、瀬戸純議員、議席4番、舟橋秀仁議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。本臨時会の付議事件はあらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。国の人事院勧告を受け、一般職と60歳未満の会計年度任用職員の期末手当・年間支給率を、100分の5、引き下げるものであります。なお再任用職員と60歳以上のフルタイム会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員については改定はございません。新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条、第2条は、一般職の給与等に関する条例の一部改正に関するものであります。第1条関係、当年度支給分に適用するもので、施行日は公布の日からといたします。支給済の6月期は現行どおりとし、12月期は一般職、管理職それぞれ100分の5引下げ、一般職は100分の125、管理職は100分の105に改定いたします。第2条関係は、令和3年度以降の支給分に適用するもので、施行日は令和3年4月1日からとします。6月12月ともにそれぞれ100分の2.5引下げ、一般職は100分の127.5、管理職は100分の107.5に改めます。新旧対照表の2ページをご覧ください。第3条と第4条は、

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に関するものであります。第3条関係当年度支給分に適用するもので、施行日は公布の日からといたします。一般職の給与条例を準用していることから、読み替え規定も同様に改正するものであります。3ページ、第4条関係も同様で、施行日は令和3年度以降支給分に適用するため令和3年4月1日からといたします。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第1号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。議案第1号同様、人事院勧告を受け、期末手当の年間支給率を100分の5引下げるものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。第1条、第2条は、町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に関するものであります。第1条関係、当年度支給分に適用するもので、施行日は公布の日からといたします。支給済の6月期は現行どおり100分の170とし、12月期は100分の5引下げ、100分の165に改定いたします。第2条関係は、令和3年度以

降の支給分に適用するもので、支給日は令和3年4月1日からといたします。6月12月ともにそれぞれ100分の2.5引下げ、100分の167.5に改めます。新旧対照表の2ページをご覧ください。第3条、第4条は、特別職の給与に関する条例の一部改正に関するもので、一般職の給与条例を準用しながらこれまでの年間支給率100分の130を100分の170と読み替えてきたものであります。第3条関係、本年度12月支給分を100分の5引下げ100分の165に改め、第4条関係、次年度6月12月支給分ともにそれぞれ100分の2.5引下げ、100分の167.5に改定いたします。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第2号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和2年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、妊婦、保育園の年少児、小学1年生、中学3年生を対象とした季節性インフルエンザ任意予防接種助成金をはじめとする国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にかかる事業費、生活支援センターなどの修繕料、7月豪雨の災害復旧事業費を追加するものであります。補正総額は2,823万1,000円の追加で、予算総額は116億8,097万4,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては県支出金、繰越金、町債の増額及び繰入金の減額であります。歳出につきましては、総務費では地方創生臨

時交付金事業の季節性インフルエンザ任意予防接種助成金、役場庁舎トイレ改修工事、東部保育園・辰野中学校空調設置工事等の追加、事業費確定によるガンバル小規模事業者応援金等の不用減額、ガンバル町内商店応援事業負担金の増額であります。民生費は生活支援センターの自動ドア及び中央保育園の暖房機の修繕料の追加です。災害復旧費では7月豪雨により被災した農業用施設の復旧にかかる工事請負費等の追加であります。地方債補正は災害復旧事業の財源として借り入れを行う、災害復旧事業債の追加です。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬戸（3番）

13ページの災害復旧費の工事請負費の場所なんですけれども、農業用施設とはどこにあたるのか説明をお願いいたします。

○産業振興課長

はい。それでは施設の箇所でございます。3箇所ございます。施設につきましては、1箇所は下辰野の伝兵衛井、松尾峡の上流部分の用水路でございます。2箇所目でございます。川島の下飯沼沢、横川川から取水をしております用水路でございます。もう1箇所、場所的には川上でございますけれども、用水につきましては門前用水路ということで、川上のちょうど町営バスの木曾沢のバス停のところに付近から入りました、横川川左岸側の護岸部分ということで3箇所の工事予定でございます。

○議長

瀬戸議員よろしいですか。ほかにございませんか。

○吉澤（1番）

11ページの総務費、地方創生臨時交付金事業の18.補助負担金補助金のガンバル小規模事業者応援金不用額4,396万8,000円に関係してです。確か今年5月までの間に1箇月でも3割以上の減収があり、しかも国の持続化給付金を申請しない方が対象ということで、今回精算ということがわかりますが、6月以降また今日も大変な経済困難が続いております。そこで質問なんです、6月以降今日まで3割以上の減収で、

国の持続化給付金を申請していない事業者が町内にどのくらいいるのか、状況等を把握してるものがあれば教えていただきたいと思います。

○産業振興課長

はい。今回のガンバル小規模事業者応援金につきましては、先ほどの前回の全協等にも説明さしていただきましたけれども、予想しておりました約 180 社が申し込みがそれほどいかなかったということで、3 割から 5 割という部分については比較的なく、それよりも 5 割以上の方が多かったということで、そちらにつきましては国の持続化給付金等の方をあっせんをしているところでございます。集計的には数字的にはまだ今手元にございませぬけれども、全体的な部分は国の方に直接申請でございます。国からのまだデータ等いただいておりますので、まだ集計結果に基づきましては議会の方にお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議 長

よろしいですか。ございませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 3 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。日程第 6、議案第 4 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 4 号、令和 2 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる国・県の補助金関連での補正となります。それでは 1 ページをご覧ください。収益的収入につきましては 2,325 万 7,000 円を追加し、総額を 21 億 5,310 万 9,000 円とし、収益的支出につきましても同額の 2,325 万 7,000 円を追加し、総額を 22 億 6,479 万 6,000 円とするものです。資本的収入につきましては 2,567 万 7,000 円を追加し、

総額で6,617万7,000円、資本的支出につきましては2,654万1,000円を追加し、総額を2億3,759万8,000円とするものです。また予算4条本文中の不足する額を1億6,126万8,000円に改めるものでございます。内容につきましては、7ページからご覧ください。収益的収入ですが、国庫補助金でインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制補助金が500万円、県の補助金としまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金が1,825万7,000円でございます。対しまして支出の方ですが、こちらに記載してありますとおり発熱チェック等にかかる人件費、また感染症対策にかかる診療材料や医療用の消耗備品、簡易診察室のレンタル料、清掃委託料が主なものでございます。続きまして9ページの方になります。資本的収入ですが、収益的収入と同じ補助金内容ですが資本費にあてるものを計上してあります。国庫補助金が500万円、県補助金が2,067万7,000円でございます。支出の方につきましては建設改良費として記載してあります医療備品、器械備品、車両購入費を予定しております。医療備品につきましても、こちらの方に記載してあります主なものですが、安全キャビネット、検温モニター等でございます。それから器械備品の方につきましては、会計待ち表示の呼び出しシステム等を購入を考えております。車両の方につきましても、訪問看護の方として購入を考えております。またリース料として感染対策にかかる備品ということで考えており、リース終了後は当院の資産となるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○山寺（6番）

8ページなんですけど、この27番の賃借料、簡易診察室のレンタル費用っていうのがあるんですけど、これは簡易診療所を作るんですか。どこへ作るんでしょうか。それとその下にあります29番の委託料ですが、清掃業務の委託料はこれ病院全体の清掃の委託料ですか。2点お願いいたします。

○辰野病院事務長

はい。まず最初のレンタル料の方です。当初は発熱外来の外に簡易診察室を建てようと思っておりましたが、やはり想定外金額が高いということで、俗にいうコンテナハウスですね。結構きれいな診察室になってるものですが、そちらの方を12月からレンタル、3月までレンタルということで考えております。場所は今、発熱外来を行

っていますその外につける予定であります。それから清掃委託料の方につきましては、院内全体でありますので、感染予防ということにつきまして非常に業者の方また私どもの方につきましても、感染対策強化しておりますのでそちらの方の上乗せ分ということでございます。以上です。

○吉澤（1番）

同じページ18.消費備品費の空気清浄機ですけれども、何台くらいどこに設置する予定でしょうか。

○辰野病院事務長

空気清浄機の方につきましては、主なところに使用しておりますので、全部で5箇所くらいを入れることを考えております。特に最初に患者さんが入る緊急室、あと内科の診察室それから発熱外来等の必要と思われるところに考えております。以上です。

○議長

よろしいですか。そのほかございませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第4号、令和2年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号、令和2年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第5号、令和2年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和2年10月13日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は令和2年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は5,940万円、

契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字赤羽 558 番地 3、株式会社岡谷組辰野営業所でございます。なお、一般競争入札の応札者は 4 社でありました。以上、提案理由を申し上げました。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容について説明申し上げます。公園施設の長寿命化対策工事として国の補助金をいただき、平成 29 年度から継続して事業を実施しているものでございます。今年度の対象施設の町民体育館は、昭和 50 年から使用開始して 45 年経過した建物でございます。町民体育館の老朽化に伴い、屋根からの雨漏りの対策や外壁の剥離等の修繕が必要となっております。本工事によりまして屋根の塗装 2,319 平米、南面の外壁の修繕 281 平米、東面の外壁、正面玄関になりますけれども、そちらの方の 487 平米を修繕する工事となっております。工事内容については以上でございますので、よろしく申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 5 号、令和 2 年度公園施設長寿命化対策工事（町民体育館）請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。よって、令和 2 年第 7 回 11 月辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

1 1. 閉会の時期

11 月 18 日 午前 11 時 31 分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 田中香織の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番